

地域未来投資促進法について

＜内容＞

- ①地域未来投資促進法の概要
- ②第2期静岡県基本計画の概要
- ③地域経済牽引事業計画作成のメリット

①地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法の目的

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進すること

基本計画と地域経済牽引事業計画の関係

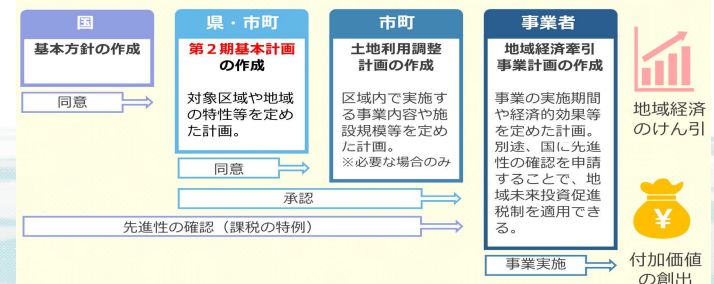
県・市町：対象となる区域、経済的効果に関する目標等を定めた『**基本計画**』を策定 ⇒ 国が同意
事業者：『基本計画』に基づき、地域特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことで、地域の経済活動を牽引する事業の計画『**地域経済牽引事業計画**』を作成 ⇒ **県知事**（一部市長）が承認

地域経済牽引事業計画の要件

- （１）地域の特性を生かすものであること**
ものづくりや観光など、県や市町が「基本計画」で定める地域の特性及び活用戦略に合致する事業であること
- （２）高い付加価値を創出するものであること**
県・市町が「基本計画」で定める基準額以上の付加価値額を創出すること
- （３）地域の事業者への経済的効果を有すること**
売上げ・地域取引額・雇用者数・給与総額といった県・市町が「基本計画」で定める基準を満たすこと

県内の基本計画

静岡県（県内全域）：第2期静岡県基本計画（R10年度末）
静岡市（市内全域）：第2期静岡市地域基本計画（R10年度末）
浜松市（市内全域）：第2期静岡県浜松市基本計画（R10年度末）
牧之原市（市内全域）：牧之原市基本計画（R7年度末まで）
焼津市（市内全域）：静岡県焼津市基本計画（R11年度末まで）



②第2期静岡県基本計画の概要

計画のポイント

医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、C N F 関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した成長ものづくり分野、お茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した農林水産分野、富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野などの多様な分野への地域企業の進出を支援し、持続的な産業成長を実現する。

計画期間

令和6年4月1日～
令和11年3月31日

促進区域

県内35市町

重点促進区域

<富士市> 厚原字込野、厚原字八笠、久沢字浅ヶ久保、久沢字大久保
<磐田市> 下神増字柳野

経済的効果の目標

1件あたり1.32億円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を60件創出し、これらの事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で103億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1:地域の特性を活用する（①～⑥のいずれか）】

- ①県内の医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、C N F 関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②県内のお茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した農林水産分野
- ③県内のI o T、A I、I C T技術等を活用したデジタル分野
- ④県内の富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野
- ⑤県内の太陽光、温泉等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ⑥県内の富士山、お茶、伊豆地域の温泉等の観光資源を活用したヘルスケア産業分野

【要件2:高い付加価値を創出する】

- ・付加価値増加分：5,411万円超

【要件3:いずれかの経済的効果が見込まれる】

- 売上げ：12%増加
- 雇用者数：3%増加
- 雇用者給与等支給額：12%増加

③地域経済牽引事業計画策定のメリット

地域未来投資促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

経済産業省HPより

- **地域経済を牽引する企業**の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、**地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除5%）を追加する。**
- **適用期限を3年間延長**し、令和9年度末(2027年度末)までとする。

改正概要

【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】※赤字が今回の新設箇所
(下線は今回の主な改正箇所)

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常枠*2	特別償却35% 又は税額控除4%
	通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5%*3以上かつ投資収益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること	特別償却50% 又は税額控除5%
	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

<地域経済の発展・成長に特に資する分野について>

下記の①～③を満たす産業（※）を自治体が指定

※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定（3つまで）

※要件詳細については調整中

① 地域経済への波及効果

自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること

② 当該産業の成長性

自治体におけるその産業の売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること

③ 自治体の計画性

自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

※12月の閣議決定時点の内容のため、変更となる可能性があります。

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

*2 サプライチェーン類型について、廃止。

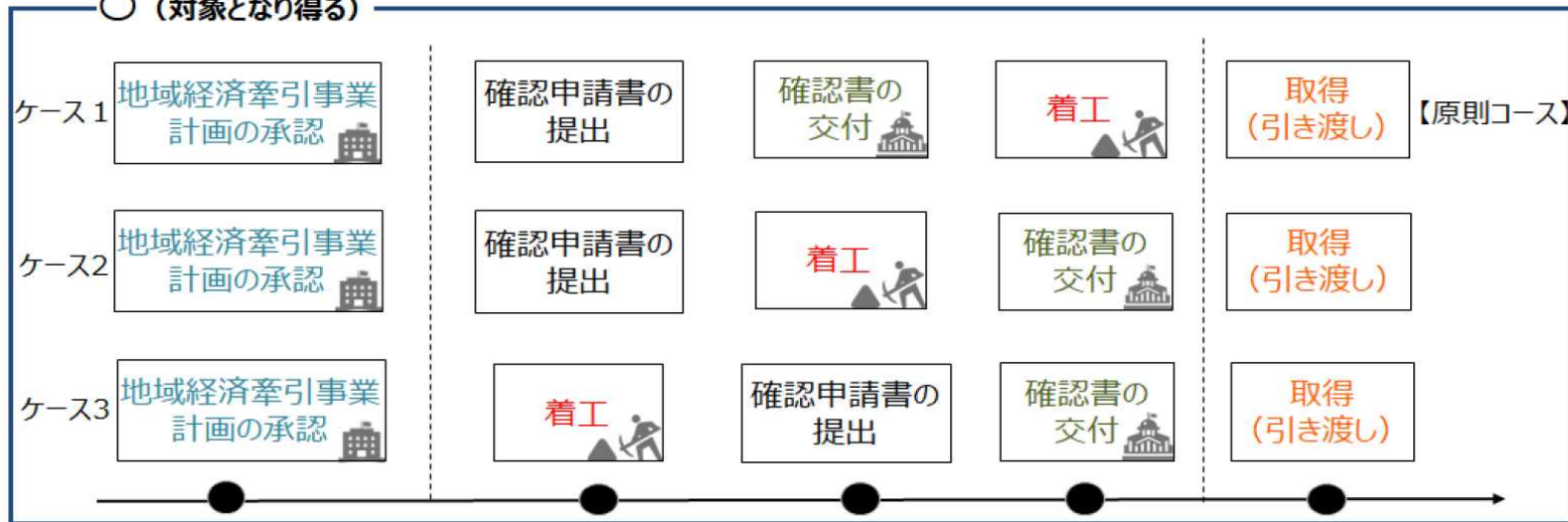
*3 中小企業者については労働生産性の伸び率が4%以上とする。

③地域経済牽引事業計画策定のメリット

(参考) 課税の特例の対象となり得る設備投資のタイミング

経済産業省HPより

○ (対象となり得る)



× (対象とならない)

